

地域の実態に即した雇用対策の支援について

疲弊した地域経済の再生を進めるため、地域の実態に即した柔軟な雇用対策の展開が可能となるよう、国において、次のとおり支援制度の充実を進めるとともに、雇用促進住宅の廃止方針を見直すよう要望する。

- 1 「ふるさと雇用再生特別事業」及び「緊急雇用創出事業」については、地域の実態に即した柔軟な雇用対策の執行が可能となるよう、事業の実施要件の緩和または弾力的な運用等の改善により制度の拡充を図ること。
- 2 失業者等に対し、適切な雇用情報を提供し、地域の雇用維持・拡大が実現できるよう、国・県と市町村が連携し、雇用情報の共有化、相談体制の拡充など、支援制度の充実を進めること。
- 3 雇用促進住宅の役割がますます重要になっている社会情勢を勘案し、閣議決定の見直しを行い、雇用促進住宅を存続させること。また、廃止する場合においては、次の事項について配慮すること。
 - (1) 経済・雇用情勢が回復するまでの当分の間、雇用促進住宅の廃止を延期すること。
 - (2) 入居者に対し、転居のための相談窓口を整備し、入居者の理解を得た上で廃止を進めること。